

【芸術研究科修士課程 学位論文（修士論文）審査基準】

1) 修士論文が満たすべき水準

- ・当該専攻分野における一定の専門的知識、技法、および表現に対する深い洞察に基づいた研究・考察を行っていること。
- ・研究課題の設定、目的の明確化、適切な研究手法の選定及び遂行がなされていること。
- ・論理的整合性をもって考察が展開され、研究成果がまとめられていること。
- ・得られた成果に一定の独創性・新規性、または表現・社会に対する応用可能性・意義が認められること。
- ・学術的な論文としての体裁（文章表現、構成、引用等）が整っていること。

2) 審査委員の体制

- ・芸術研究科委員会は、指導教員1名を含む2名以上の審査委員を定める。
- ・審査委員の過半数は専任教員とする。
- ・芸術研究科委員会において審査のために必要と認めたときは、外部評価者を含めることができる。

3) 審査方法

- ・各専攻において、提出された論文の内容を精査して評価するとともに、口頭試問（作品制作が主の場合はそのプレゼンテーションを含む）による最終試験を実施する。
- ・論文審査および最終試験は、在学期間中に行う。

4) 審査項目

- ・課題設定と目的の明確さ
- ・研究手法の妥当性と適用
- ・考察・分析の信頼性と妥当な解釈
- ・論理的な構成と論述力
- ・研究成果の独創性・新規性・応用性
- ・発表・説明能力及び質疑応答への対応

【芸術研究科博士後期課程 学位論文（博士論文）審査基準】

1) 博士論文が満たすべき水準

- ・当該専攻分野において独創性・新規性のある研究成果を示していること。
- ・高度な専門知識と体系的な理解に基づいて研究課題を設定し、独自の研究手法または理論を適切に用いていること。
- ・国際的な学術的水準に照らしても通用する研究成果であること。
- ・学会発表や査読付き学術誌における論文発表などにより、一定の学術的評価を受けていること。
- ・学術論文としての構成・論述が整っており、他者に理解・評価されうる水準で記述されていること。

2) 審査委員の体制

- ・芸術研究科委員会は、その構成員の中より論文審査のため3名以上の審査委員を定める。
- ・芸術研究科委員会において審査のため必要と認めるときは、前項の審査委員に学内外の大学院、研究所等の教員を審査委員に定めることができる。
- ・審査委員は論文審査委員会を組織する。

3) 審査方法

- ・提出された博士論文を査読して評価するとともに、口頭試問（博士論文公聴会を含む）による最終試験を実施する。
- ・最終学年において、博士論文の本審査に先立ち、予備審査として口頭発表を行い、審査対象としての適格性を判断する。

4) 審査項目

- ・研究課題の独創性と意義
- ・研究手法の高度さ及び適切性
- ・得られた成果の新規性・信頼性・普遍性
- ・学術的貢献度（国内外の学術誌等での発表状況を含む）
- ・論文の構成・記述の明快さ
- ・学術的議論に対する理解力・対応力
- ・倫理的観点の遵守（研究倫理・データ管理・引用等）